



平成 31 年 3 月 20 日
内閣府（防災担当）

「平成三十年九月二十八日から十月一日までの間の暴風雨による災害
についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政
令の一部を改正する政令」について

「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」に基づき、当該災害を激甚
災害として指定し、併せて当該災害に対する適用措置を指定する政令が、平成 30 年 12 月 5
日（水）に公布・施行されましたが、別紙のとおり、対象地域を追加指定する政令が、平成
31 年 3 月 15 日（金）に閣議決定され、本日（3 月 20 日（水））公布・施行されましたので、
お知らせいたします。

本件問合せ先

内閣府政策統括官（防災担当）付

参事官（事業推進担当）付 武藤、松葉

03-5253-2111（代表、内線 51382・51383） 03-3593-2847（直通）

「平成三十年九月二十八日から十月一日までの間の暴風雨による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令」について

1. 激甚災害の指定

平成三十年九月二十八日から十月一日までの間の暴風雨による災害
(※台風第24号による災害)

2. 適用措置の指定

【本激】

①農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置（法第5条）

農地、農道や水路などの農業用施設及び林道の災害復旧事業等について、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律等に基づく通常の国庫補助率を嵩上げ。
(過去5カ年の実績の平均では農地は82%→95%に嵩上げ)

②農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例（法第6条）

農業協同組合、漁業協同組合等が所有する倉庫、共同作業場等の共同利用施設の災害復旧事業について、通常の国庫補助率を嵩上げ。(一般災害 20% → 最高 90%)

③小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等（法第24条第2項～第4項）

国庫補助の対象とならない小規模な農地等の災害復旧事業に係る地方債の元利償還金を基準財政需要額に算入する。

【局激】

【適用措置】	【対象地域】
<p>○公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助(法第3条、第4条) 公共土木施設の災害復旧事業等について、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法等の根拠法令等に基づく通常の国庫補助率を嵩上げ。 (過去5カ年の実績の平均では公共土木施設等は70%→84%に嵩上げ)</p> <p>○小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等 (法第24条第1項、第3項、第4項) 国庫補助の対象とならない小規模な公共土木施設等の災害復旧事業に係る地方債の元利償還金を基準財政需要額に算入する。</p>	<p>鹿児島県伊仙町</p> <p>【追加指定される地域】</p> <p>京都府伊根町</p> <p>和歌山県串本町</p> <p>鳥取県日南町</p> <p>鹿児島県三島村</p> <p>十島村</p> <p>屋久島町</p> <p>沖縄県座間味村</p> <p>伊平屋村</p>

3. スケジュール

3月15日(金) 閣議決定
3月20日(水) 公布・施行

政令第四十二号

平成三十年九月二十八日から十月一日までの間の暴風雨による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、激甚^{じん}災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十号）第二条第二項、第三条第一項、第四条第一項及び第二十四条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

平成三十年九月二十八日から十月一日までの間の暴風雨による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（平成三十年政令第三百三十三号）の一部を次のように改正する。

第一条の表中「鹿児島県大島郡伊仙町」を「京都府与謝郡伊根町、和歌山県東牟婁郡串本町、鳥取県日野郡日南町、鹿児島県鹿児島郡三島村及び十島村、熊本郡屋久島町並びに大島郡伊仙町並びに沖縄県島尻郡座間味村及び伊平屋村」に改める。

附 則

この政令は、公布の日から施行する。

激甚災害指定により適用される措置の概要①

(平成三十年九月二十八日から十月一日までの間の暴風雨による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令)

(第3・4条) 公共土木施設災害復旧事業等

<措置の概要>

- 公共土木施設（河川・海岸・砂防施設・道路・港湾・漁港・下水道・公園等）、公立学校、公営住宅、生活保護・児童福祉・老人福祉・障害者福祉等の施設の災害復旧事業、地方公共団体が行う感染症予防事業、流入した土砂等や浸水の排除事業等が対象。
- 例えば、公共土木施設災害復旧事業では、事業費総額が自治体の標準税収入の一定割合を超える場合に、激甚災害に指定されないにもかかわらず、国库負担率の高上げ等の措置を段階的に適用。
(2/3→3/4→4/4)

4

(第5条) 農地等の災害復旧事業等

<措置の概要>

- 農地・農業用施設、林道の災害復旧事業等が対象。
 - 災害発生時には、激甚災害に指定されていなくても、補助率の高上げ等の措置を適用
 - ・ 農地（災害時） 82.3%
 - ・ 農業用施設（水路、ため池、農道等）（災害時） 92.5%
 - ・ 林道（災害時） 80.0%（農林水産業施設災害復旧事業費国库補助の暫定措置に関する法律）
- ※補助率は、過去5カ年の実績の平均

<激甚災害指定時の措置>

- さらに補助率等を高上げ(※)
(例) 公共土木施設災害復旧事業 70% ⇒ 84%
(過去5カ年の実績の平均)
- ※グループ計算方式(個別事業ごとに補助率を高くするのではなく、各事業の地方負担額を合計し、地方公共団体の標準税収入に応じて一部を国が負担)

※激甚災害の措置は、いずれも一定以上の災害に適用され、その程度、範囲等は政令で定める基準に基づく

激甚災害指定により適用される措置の概要②

(平成三十年九月二十八日から十月一日までの間の暴風雨による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令)

(第6条) 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費

＜措置の概要＞

- 農林水産業共同利用施設（農林水産物倉庫、農林水産業用生産資材倉庫、農林水産物処理加工施設等）の災害復旧事業が対象。
- 災害時（激甚指定無し）：補助率 2 / 10

＜激甚災害指定時の措置＞

- 補助率を高上げ
2 / 10 ⇒ 告示地域※ 9 / 10 (40万円未満は4 / 10)
告示地域以外 5 / 10 (40万円未満は3 / 10)
- ※農地・農業用施設の災害復旧個人負担額が高い市町村等

(第24条) 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等

＜措置の概要＞

- 国庫補助の対象とならない小規模な公共土木施設、公立学校、農地、農業用施設、林道の災害復旧事業に係る地方債の元利償還金を基準財政需要額に算入。
- 激甚災害に指定されていない場合は、小災害債の発行ができず、一般単独災害復旧事業に係る地方債の元利償還金を基準財政需要額に算入。(※農地は対象外)
(例)
 - 一般単独災害復旧事業(例：農業用施設)
充当率65%、元利償還金に対する交付税措置率47.5%～85.5%
(財政力補正)

＜激甚災害指定時の措置＞

- 小災害復旧事業債（※農地を含む）
- 【例：農業用施設】
1箇所の工事の費用が13万円以上40万円未満のもの
充当率80%、元利償還金に対する交付税措置率100%

※激甚災害の措置は、いずれも一定以上の災害に適用され、その程度、範囲等は政令で定める基準に基づく